

令和7年度第1回 新宿区労働報酬等審議会 議事概要

開催日時	令和7年8月20日(水) 午後2時から
開催場所	新宿区役所本庁舎4階 401会議室(入札室)
出席委員	松尾 紀良 会長 石川 光子 副会長 西郷 直紀 委員 吉田 一雄 委員 八木 信男 委員 角谷 美樹 委員
次第	1 開会 2 部長挨拶 3 議事 (1) 令和7年度労働報酬下限額について(答申)における付帯意見等について (2) 公契約締結事業者モニタリングの実施状況について (3) 令和8年度労働報酬下限額について 4 その他 5 閉会
議事	(契約管財課長) それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の事務局を務めさせていただきます、総務部契約管財課長の井上でございます。よろしくお願ひいたします。 本日は、令和7年度で初めての労働報酬等審議会です。議事に入るまでの間、事務局の進行で進めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。恐縮ですが、こちらから先は座って進めさせていただきます。よろしくお願ひ致します。 まず始めに、今日では長引く物価高ですとか建築資材の高騰、また米国による関税の駆け引き、ウクライナやパレスチナ情勢の長期化など、社会経済情勢の不透明な状況が続いているところです。区民生活や地域経済活性化、地域経済活動についても、これらの大きな影響を受けているところです。このような状況の中で、令和8年度の労働報酬下限額等をご審議いただくことにつきましては、非常に重要なこととなりますので、委員の皆様におかれましては、今年度も何卒よろしくお願ひ申し上げます。初めに、お手元に本日の次第はじめ資料を配布しております。なお、配付資料の確認は後ほど改めて行わせていただきます。続きまして、事務局から委員の皆様の紹介をさせていただきたいと思います。まず、松尾会長でございます。 (松尾会長) 松尾です、よろしくお願ひいたします。

( 契約管財課長 ) 石川副会長でございます。

( 石川副会長 ) 石川です、よろしくお願ひいたします。

( 契約管財課長 ) 西郷委員でございます。

( 西郷委員 ) 西郷です、よろしくお願ひいたします。

( 契約管財課長 ) 吉田委員でございます。

( 吉田委員 ) 吉田です、よろしくお願ひします。

( 契約管財課長 ) 八木委員でございます。

( 八木委員 ) 八木です。よろしくお願ひいたします。

( 契約管財課長 ) 角谷委員でございます。

( 角谷委員 ) 角谷です、よろしくお願ひいたします。

( 契約管財課長 ) よろしくお願ひいたします。 審議会の委員数は、公契約条例施行規則第6条によりまして、学識経験を有する者2人以内、事業者2人以内、労働者2人以内をもって組織することとなっております。委員の皆様、引き続きどうぞよろしくお願ひ申し上げます。 次に、私共、区の職員の紹介をさせていただきます。 初めに鯨井総務部長です。

( 総務部長 ) 鯨井でございます。 引き続きよろしくお願ひいたします。

( 契約管財課長 ) 続きまして、廣橋契約係長です。

( 契約係長 ) 廣橋です。 どうぞよろしくお願ひいたします。

( 契約管財課長 ) 山契約係担当です。

( 山 ) 山と申します。 よろしくお願ひいたします。

( 契約管財課長 ) 北山契約係担当です。

(北山) 北山と申します。よろしくお願ひします。

(契約管財課長) 榎本行政管理主査です。

(榎本) 榎本です、よろしくお願ひします。

(契約管財課長) 最後になりましたが、私、契約管財課長の井上です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。続きまして、総務部長からご挨拶を申し上げます。部長、お願ひいたします。

(総務部長) 改めまして、総務部長の鯨井です。どうぞよろしくお願ひいたします。令和7年度の新宿区労働報酬等審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。委員の皆様におかれましては、日頃からさまざまな場面で区政の運営にご協力いただきまして、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。またご多忙にもかかわらず、また本当に本日も暑い中、審議会委員としてご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

この審議会は、区が契約する工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定に関しまして、各業務に従事する労働者に支払われる労働報酬下限額等につきまして、ご審議をお願いしているものです。私は区が公契約の労働報酬下限額を定める場合、異なる立場の委員の皆様が議論していただくことは、とても大切なことだという風に考えております。委員の皆様におかれましては、社会経済情勢や区、他の自治体等の状況を考慮しながら十分なご審議をいただきますようお願い申し上げます。以上、開催にあたりまして簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(契約管財課長) ありがとうございました。それでは審議会の開会に移らせていただきます。開会にあたりまして、定足数を確認いたします。会議の成立につきましては、委員6名の過半数4名以上の出席を必要としております。本日、委員の皆様全員の6名にご出席いただいておりますので、新宿区公契約条例施行規則第8条の規定に基づきまして、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、本日の配布資料を確認させていただきます。次第を1枚おめくりいただきまして、まず初めに「資料1 新宿区労働報酬等委員名簿」、次に「資料2 令和7年度労働報酬下限額について(答申)」、次に「資料3 委託契約最低賃金一覧」A4横使いになっております。次に「資料4 公契約締結事業者モニタリングの実施状況について」、その次に「資料5 令和8年度労働報酬下限額について」、以上となります。それと、本日机上に配布しております資料を確認させていただきます。まず初めに、A4、1枚で「新宿区公契約条例に關

するモニタリング調査及びアンケート調査のお願い」という1枚ものがあります。よろしいでしょうか。

続きまして、A4縦使いのカラー版のものです。「公契約条例のアンケート事業者向け」と、「労働者向け」それぞれのものをお付けしてあります。実は以前メールで、このアンケートをお送りしておりましたが、いくつかご意見をいただきまして、本日は修正したものをお付けしております。具体的に申し上げますと、労働者向けアンケート、工事と委託を分けた形のアンケートを本日配布しております。最後にちょっと分厚いですが、公契約締結事業者モニタリング評価結果報告書ということで、昨年度、公契約締結事業者労働環境モニタリングを3件ほど、試行的に実施するということを審議会でご報告させていただきました。そのうち1件につきましては、昨年度審議会の委員の皆様に報告書をご覧いただいたところです。残る2件につきまして、昨年度第三回の審議会以降に報告書が提出されたものですから、本日それら2件分につきまして、机上に配布させていただいております。上の1つ目が2月19日付けのものと、2つ目が2月18日付けのものです。よろしいですか。不足等はございませんでしょうか。ありがとうございます。それでは、これからの進行につきましては、松尾会長にお願いしたいと思います。松尾会長、よろしくお願ひいたします。

(松尾会長) それでは、ただ今から令和7年度の第1回新宿区労働報酬等審議会を開催させていただきます。次第に沿って進めさせていただきます。本日の議事は「令和7年度労働報酬下限額について(答申)における付帯意見等について」ですが、事務局から説明を願いいたします。

(契約管財課長) 事務局でございます。では、私の方から令和7年度労働報酬下限額について(答申)における付帯意見等につきまして、ご説明いたします。資料2をご覧ください。資料2の裏面の方をお願いいたします。裏面に「3付帯意見」があります。今年1月10日付で、松尾会長から新宿区長に対しまして、答申いただきました付帯意見です。まずです。区の規程に「受注者の連帯責任条項」を取り入れる議論を行うこと、これは令和6年の付帯意見の持ち越し項目になっております。といたしまして、工事と委託・指定管理のそれについて、実情に合わせて実態把握可能なようにアンケートの改善を図ること、これも昨年の付帯意見の持ち越し項目となっております。といたしまして、新宿区の地域性や課題に即して、職種別の労働報酬下限額設定について調査・検討を行うこと、これも昨年に引き続いての検討課題の継続項目となっております。私からの説明は以上です。この3項目につきまして、今年度も引き続きご審議頂くことになりますので、よろしくお願ひ申し上げます。事務局からの説明は以上です。

(松尾会長)事務局から資料について説明がございましたが、何か質問はありますでしょうか。ありましたら、それをお願いしてよろしいでしょうか。

(八木委員)私からちょっと一言お伺いさせてください。もう1回再確認ですが、昨年の最後の議論のときに、連帯責任条項の話については引き続き協議ではなく、取り入れること前提で議論するんだという話になりました。今日は第1回ですが、第2回以降にかけて具体的な金額の話など、もっと込み入った話になると思います。今日の段階では、連帯責任条項の取り扱いについては、例えば施行規則の改正なのか条例改正なのかという話をしてきたところで、前年度、会長からは、法律的な見地からすると実効性を持たせるなら条例改正でしょうという貴重なご意見をいただきましたけど、その辺の状況を前提として、今現在はどのようなスケジュール観をお持ちかお聞かせください。

(契約管財課長)事務局です。今年度の労働環境モニタリングについては後程ご説明しますが、令和7年度は10事業者を対象にモニタリングを実施することを昨年度の審議会でもご報告させていただきました。今年度は指定管理協定を除いておりまして、工事契約につきまして5件、委託契約につきまして5件、労働環境モニタリングを実施する予定です。委託契約につきましては5事業者、既にご協力いただけたということで既に回答を得ているところです。工事契約につきましては、本日5事業者にご案内いたしまして、既に1事業者からご協力いただけたという返事を受けております。残りの4事業者につきましては、来週中にご回答いただけたという状況になっております。今回、5事業者、工事契約につきまして、モニタリングの委託契約の相手方である社会保険労務士会新宿支部さんが全部実施しますので、そのモニタリングの状況を見て、本当に元請け業者から下請け業者にきちんと賃金が払われているのかどうか、しっかりその辺の報告を踏まえた議論を進めていきたいと私どもは考えております。

先程、八木委員から「連帯責任条項を取り入れるには条例改正というやり方、規則改正というやり方があり、松尾会長から条例改正の方が正しいやり方でしょうというご議論をいただいた」というお話をいただきましたが、私共もそれは承知しておりますので、それらも踏まえまして、また今年度のモニタリングの結果も踏まえまして、ご議論いただければと考えております。

(八木委員)スケジュール的にはとりあえず今年はやるお気持ちがあるということですか。

(契約管財課長)まずはモニタリングを実施して、どういう状況なのか、実態把握が先になるかと思っております。当然、条例にしても施行規則にしても、改正するにあたっては立法事実というものがありますので、その事実関係をしっ

かり把握した上でないと、例規の改正というのはできませんので、まずは実態把握が最重要であると感じております。

(八木委員)私の聞いている限りだと、牛込保健センターの建設工事、最近で言うと足立区でも似たような駅前の土木工事の案件がありまして、そういう話を角谷委員としていて、意外と今、公契約をめぐって、非常に厳しい状況が続いてそういうのが現実味を帯びてきています。私も昨年度はセーフティネットとして話はしましたけど、意外と切迫しているなという感じはあります。是非ともしっかりデータを見ていただいて議論いただきたいと思います。

(契約管財課長)会長、よろしいでしょうか。

(松尾会長)はい。

(契約管財課長)先程モニタリングのお話をしましたけども、全部の事業者の結果が出そろってからお出しするのではなくて、まとまったところからお出ししますので、それを踏まえた議論をしていただければというふうに考えております。

(松尾会長)他にはどうでしょうか。

(角谷委員)すいません。議題でいいますと、モニタリングとは別項目になっているので、ここではアンケートの話はしないのでしょうか。

(契約管財課長)アンケートについてもモニタリングの議題のところでご説明する予定です。

(角谷委員)その説明を受けてからアンケートについて質問したほうがよろしいでしょうか。

(契約管財課長)どうぞ、今質問してください。

(角谷委員)メールで案を送っていただいてから、改善していただいたアンケートを今初めて見たので、ちょっと今すぐどこがどうということは言えません。この場でアンケートの内容を精査するのは難しいかなと思います。

(契約管財課長)では、アンケートの改善点の方を先に報告してもよろしいですか。 そうしますと、この事業者向けアンケートにつきましては、以前にメールでお送りしたものと同様です。 7ページをご覧ください。 7ページから9ペー

ジまでが、委託の方のアンケートになっています。

続きまして 10 ページをご覧いただきますと、工事のアンケートになります。これはどういう風になっているかと言いますと、Q1 のところで、「あなたが働いている業種を教えてください。」という項目があります。ここで「業務委託、設計等」を選択するか「工事」を選択するかで、以降の設問が分かれしていくという形になっていまして、Q1 のところで「業務委託、設計等」を選択すると 7 ページから 9 ページまでの設問が出てくる形で、10 ページ以降につきましては、Q1 のところで「工事」を選択すると「Q1 で「工事」を選択された方へ、職種をお答えください。」という設問が出てくる形で、非常に踏み込んだ内容に改善しております。主な改正内容は以上です。

(松尾会長) アンケートの内容についての説明は、今日の次第のどこかでやるのでしょうか？

(契約管財課長) 実は、モニタリングのところで続けてやる予定だったですが、どういたしましょう。ここで説明してよろしいでしょうか。

(松尾会長) 後でいいです。

(契約管財課長) 分かりました。

(松尾会長) では今お話のあったアンケートについては、議事の「公契約締結事業者モニタリングの実施状況について」のところで説明していただくことにしましょう。

(契約管財課長) はい。説明いたします。

(八木委員) もう一点あるんですが、付帯意見の なんんですけど、職種別の下限額として、色々資料を送っていただいてますけど、例えば千代田区等で職種ごとに下限額が設定されてます。例えば、契約管財課長からも「全てがこの下限額ではないです。高いところは高いです。」という説明を受けています。実際、例えば連合で言うと、給食事業を運営している会社の労働組合の方がいらっしゃるんですが、全国で給食事業をやっている会社です。新宿区内で給食事業をやっている会社ではないと思いますけど、JR のほうで事業をやっていると話を聞いています。

給食関係でいくと最近心配なのが、いわゆる無償化になると、本当に給食事業が公契約の範疇のど真ん中に入ってくるということです。例えばこれから発注をするときに、実は給食事業はいま人手不足が厳しくて、その一方で、無償化され

ることによって重要な位置づけをいただいた分、子供に対する食の安全についていろんなところで責任を持ってやってもらいたい、きちんと賃金を保障したいという意欲を持ってもらいたいとなると、そこはやっぱり時給も必要になってきます。給食事業を東京都で無償化したのであれば、下限額の議論をしてもらえないかな、というご意見を組合でいただいています。直接新宿区の委託業務には入っていませんが、気になっているのは、ニュースでも散々出ている介護関係の話です。介護保険によって色々制約があって、自治体の範疇じゃないかもしれませんけど、事業者に対する何らかの支援とか送るものとか返答をしないといけないものがあると思います。あと何度も前から言われていますけど、清掃関係も厳しいことになっています。

せっかく去年付帯決議の3番目に載せてもらったので、そろそろ次回こういった業種で考えていますというは、ご提案いただいてもいいのかなと思います。私はいま3業種提案しましたけど、新宿区の方で、実はこっちの契約の方が大変だというのがあれば、教えていただきたいですし、職種のピックアップをしていかないとダメなのかなと、一律ではもう限界がきているのかなと思います。

それと昨年のいわゆる落札率の低さで際立ったのは、やっぱり電気工事でした。委託と工事はそこそこでしたが、電気工事はものすごいですね。この辺は解明してかないといけないのかなと思います。仕様に問題があるのか、それとも単に発注の額の問題なのか。あるいは業界の問題なのか分かりませんけど、これを検証しないと、これだけで足を引っ張られるのはやはり区としても本意じゃないでしょうし、その辺の資料があれば、突っ込んだ議論をする契機になるのでお願いしたいと思います。

（契約管財課長）事務局です。今八木委員から、いくつかあった質問で。

（角谷委員）いまの八木委員の質問と関連した質問をしたいのですが…

（契約管財課長）では合わせてお答えします。

（角谷委員）例年、職種別の議論をしていただいて、去年については他の自治体のものを調べていただいています。今回については、去年もありましたが、既に区の定めている下限額を上回っている労働者の方が結構いて、今日の資料で言うと5ページのところで、1500円を上回っている方が結構いらっしゃって、そうすると条例の効果というのが労働者の方には持ち得ていないところがあるというお話がありまして、それはどういう職種でしょうかというお話をさせていただいて、ここをちょっと拾ってみますというお言葉をいただいたかと思うのですが、どういった職種の方が今の条例では効果を持ちえていないのか、どの職種に必要性があるかを、一定程度ご検討いただいているのかという質問です。

( 契約管財課長 ) はい。「こういう業務委託だとこれぐらいの労働報酬下限額になっています」という資料は、昨年度第 2 回の審議会で 1 度お配りしているところです。あれは令和 5 年度決算ベースで作成したもので、今年度はそれをアップデートした形で、令和 6 年度決算ベースで、この業務はこれくらいの下限額になっているというものを、また第 2 回の審議会で資料としてお出しいたします。それでご議論いただければと思います。

続けてよろしいですか。先程、八木委員からいくつかお尋ねいただいたところです。職種別の下限額につきましては、まず本日お配りしているこの A4 横使いの資料で、他区の状況をお示ししているところです。今後どういうものがあるのかというところですが、先程八木委員から給食調理業務のお話がありました。その辺は、色々と状況を踏まえた上でご議論いただけるような資料をお示しできればと思っております。

もう 1 つ、先程電気工事の落札率が非常に低いというお話がありました。私共も、実は工事の方で制限付き一般競争入札を実施しまして、1000 万円以上の予定価格の工事では低入札価格調査制度というものを導入しております。落札率が、我々が定めている調査基準価格を下回るケースというのが、やはり建築、電気設備、機械設備、あと土木工事もありますが、下回るケースが圧倒的に多いのは電気設備工事です。落札率が非常に低いというのは、私共も問題意識として持っております。どういった原因があるかというところですが、それにつきましては、私共契約を発注する部門と工事を発注する部門の方で、一度意見をまとめた形で、何かお示しできるものがあればお示ししたいなと思っております。本当に電気設備工事だけ落札率が低いのは事実ですので、資料としてお出しできるものがあれば、第 2 回以降でお出ししたいと考えております。以上です。

( 松尾会長 ) ではこの議題はこの程度でよろしいでしょうか。では、議事の二つ目です。公契約締結事業者モニタリングの実施状況について、まずは事務局のほうから説明をお願いいたします。

( 契約管財課長 ) 事務局です。それでは資料 4 をご覧ください。「委託仕様書 1 件名 公契約締結事業者モニタリングの実施にかかる業務委託」こちらの資料をご覧ください。先程も若干説明しましたが、昨年度から試行的に実施いたしました公契約締結事業者への労働環境モニタリングにつきまして、今年度は 10 事業者を対象に実施する予定です。先程のお答えの繰り返しにはなりますが、業務委託契約につきましては、既に 5 事業者からご協力いただけるという回答を得ています。工事請負契約につきましては、これも 5 事業者を対象に実施する予定で、本日も 5 事業者に電話とメールで連絡を取りました。そのうち 1 事業者からは既にご協力いただけるという回答を得ているところです。このような形で進めていきたいと考えております。

資料の方の説明をさせていただきますと、資料4の中の別紙1に表がございますが、これが労働環境モニタリングにおきましてチェックする項目になっています。合計で3枚をおめくりいただきますと全部で107項目ございまして、これらの項目につきまして事業者さんから事前に提出していただいた書類を評価し、または社会保険労務士会新宿支部の社会保険労務士の先生がヒアリングを実施しますので、そのヒアリングの結果を評価するという形、そしてそれぞれの項目に社労士のコメントを記載するという形でまとめていきたいと考えております。

続きまして、本日、机上に配布いたしました昨年度のモニタリングの結果のうち、1件は既に報告しているところですが、残りの2件について若干説明させていただきたいと思います。まず、モニタリング評価結果報告書の日付が2月19日になっているものをご覧ください。対象事業者等につきましては、消してあります。また、報告者につきましても氏名は消しております。1ページおめくりいただきますと、総評が書かれてあります。2月19日に報告が出されている事業者さんにつきましては、その後の評価項目が概ね全部出ておりますが、AとBの評価が続いておりまして、適正に処理されているという状況がお分かりいただけるかと思います。ただ、社労士会さんからもコメントをいただいているところですので、これにつきましては、事業者さんの方に連絡を取って、改善が必要であることを通知しております。

もう1つですが、2月18日付けの報告書の方をご覧ください。こちらの事業者さんにつきましては、実は、事前提出書類はいただいたのですが、その後のヒアリングの日程についてどうしても事業者さんの都合がつかず、ヒアリングが出来ていないという状況がありました。ただ、事前に提出していただいた書類の関係で申し上げますと、全て評価はAまたはBとなっております。それと併せまして、6ページの「賃金に関する事項のところをご覧ください。47、48、49の項目のところです。ヒアリングは実施できませんでしたが、実際に提出していただいた書類を確認したところ、「労働報酬下限額については、区の告示している下限額を上回っていること」、また「賃金については事業所所在地の最低賃金を上回っていること」、また「労働報酬下限額適用契約において区の告示の労働報酬下限額及び国が定める最新の公共工事設計労務単価を基準に支払っていること」、これらにつきましては、全てAの評価をいただいているところです。ただ、ヒアリングが実施できなかったものですから、評価できないという項目につきましては、横線を引いているところです。昨年度実施したモニタリング2件につきましての報告は、以上です。併せまして、アンケートについても報告してよろしいでしょうか？

（松尾会長）はい。

（契約管財課長）続きまして。最後、このA4縦づかいカラー刷りのほうをお願

いいいたします。 実はこの公契約条例のアンケートにつきましては、令和4年度と令和5年度に紙ベースで実施したところです。 今年度からはロゴフォームというアプリを使いまして、スマートフォンやタブレットで簡単に回答していただけるというものです。 集計結果も、Excelデータですぐまとめられるという利点がありますので、今年度からロゴフォームを使ったアンケートに切り替えていくところです。

まず、1ページ目の事業者向けのアンケートの方をご覧ください。 Q1は、「貴社が受注した公契約の適用案件は次のどれですか」ということで、「工事」「業務委託、設計等」「指定管理協定」のいずれかという形で、3つの中から1つを選んでいただく形になっています。 Q2につきましては、「適用案件の受注者（受託者）は、労働報酬下限額等の条例で定める事項を、業務に従事する労働者等へ周知しなければならないとされていますが、どのような方向で周知しましたか」いうところを、複数回答可でご回答いただくところです。 Q3ですが、「公契約条例に関して、労働者等から相談や質問、苦情等はありました」ということで、これは条例で定めている事項ですので、「あったか」「なかったか」を回答していただくところです。 「あった。」と回答された方は以下に内容を具体的に記載してください」ということで、次ページをお願いいたします。

具体的に書く欄がこのページの1番上にあります。 Q4ですが、「適用案件となったことにより、労働環境の整備に効果があったと思いますか。 また、その理由もご記入ください」ということで、「そう思う」「そう思わない」「どちらとも言えない」というところで、3つの中から1つを選んでいただいて理由を記入していただく形しております。 Q5ですが、「適用案件となったことにより、労働者の労働意欲が向上したと思いますか。 また、その理由もご記入ください。」ということで、「そう思う」「そう思わない」「どちらともいえない」という形で選んでいただいて、理由を記入していただくことになっております。

Q6ですが、「適用案件となったことにより、業務の質が向上したと思いますか、またその理由をご記入ください」ということで、3つの中から1つを選んでいただいて理由を記入していただくという形になっております。 隣の3ページの方に移っていただきまして、Q7「適用案件となったことにより労働報酬下限額が定められましたが、他の案件に比べ労働者に支払う金額は変わりましたか」ということで、これにつきまして、「増加した」「減少した」「変わらない」という形で、3つのうちから1つを選んでいただく形になっております。

Q8ですが、「現在の労働報酬下限額は妥当だと思いますか、またその理由をご記入ください」ということで、「妥当である」「妥当ではない」、これは2つから1つを選んでいただくという形になります。 参照として、新宿区公式ホームページの「令和7年度労働報酬下限額について」というページに飛ぶようになっておりまして、どのページに飛ぶかというと、5ページをご覧ください。「新宿区告示第145号 令和7年度労働報酬下限額について」このページに飛ぶよう

にしてあります。

恐れ入ります。3ページにお戻りください。Q9ですが、「適用案件となったことにより、契約締結時に「労働環境確認報告書」、業務完了の概ね1か月前に「労働環境確認報告書について」を提出していただいておりますが、提出書類の内容は十分だと思いますか。補足するべき点があればご記入ください」ということで、「内容は十分だ」「内容に不十分な点がある」ということで選択していただいて、「内容に不十分な点がある」と回答された場合は、どのようなことを補足すべきかを記入していただくという形になっております。最後のQ10ですが、これにつきましては公契約条例についての意見や要望等の自由意見記入欄です。

恐れ入ります。7ページの方をお願いいたします。労働者向けのアンケートです。7ページから9ページが先程も説明しましたが、業務委託と指定管理協定のアンケートになっております。Q1は「あなたが働いている業種を教えてください」ということで、「工事」「業務委託、設計等」「指定管理協定」のいずれかを選ぶ形になっています。Q2が、「公契約条例の適用案件では、区が定めた労働報酬下限額以上の報酬が保証されています。このことをご存知ですか」ということで、「知っている」か「知らなかった」かどちらかを選ぶということで、「知らなかった」という方については、先程ご覧いただきました5ページと6ページの労働報酬下限額の告示を載せた新宿区のホームページへ飛ぶようにしています。

Q3では、「Q2で「知っている」と答えた方は、どのように知りましたか」ということで複数回答可にしています。4つの選択肢と「その他」という形で選べるようにしています。「その他」を選択した方は、具体的な内容を記入していただく形になっています。

8ページをお願いいたします。Q4ですが、「あなたは区が定めた労働報酬下限額以上の報酬を受け取っていますか」ということで、「受け取っている」「受け取っていない」「分からぬ」のうち「分からぬ」と答えた場合につきまして、先程ご覧いただきました、労働報酬下限額のホームページへ飛ぶようにしています。「分からぬ」と回答された方は、理由を記入してください」という形になっています。Q5ですが、「現在の労働報酬下限額の基準は、別紙の金額を参考に算出し、新宿区労働報酬等審議会の意見を聴いたうえで、区長が定め、告示しています。このような決定方法は適切だと思いますか。適切だと思わない場合は、その理由を記入してください。」という設問に対して「適切だと思う」か「適切だと思わない」かというところで、これにつきましても、労働報酬下限額の基準の算出についてというところで、最後の16ページをお願いいたします。ここに飛ぶようにしております。このような形で、このアンケートの中でも労働報酬下限額の算出方法が分かるようにしています。

恐れ入りますが8ページにお戻りください。Q6ですが、「適用案件の労働者は、受け取った賃金が労働報酬下限額を下回っている場合など公契約条例に違反

する事例があれば、「新宿区」「あなたを雇用している会社」「元請の会社」のいずれにも、その旨を申し出ることができます。このことをご存知ですか」というところで、「知っている」か「知らなかった」かも、答えていただく形になります。

知っているの方が次に Q7 です。Q6 で「知っている」と答えた方は「どのように知りましたか」で複数回答可にしておりまして、4 つの選択肢プラス「その他」です。「その他」を選択した場合は、具体的な内容を入力していただく形になっています。Q6 で「知らなかった」につきましては、Q8 に飛ぶようにしています。「適用案件となることで、労働報酬下限額報酬以上の報酬が保証されますが、このことは労働意欲の向上に繋がると思いますか・またその理由をご記入ください。」ということで、「そう思う」「そう思わない」「どちらとも言えない」のいずれかを選択する形で、理由の記述欄も設けています。

最後に、Q9 で公契約条例の自由意見欄を設けています。委託・指定管理協定については、以上のような内容になっていまして、1 ページをめくりいただきますと、工事です。Q1 で「工事」を選択すると、まず初めに Q1-1 で「工事」を選択された方へ、職種をお答えください」ということで、「特殊作業員」から、12 ページの上から 3 つ目の「交通誘導警備員 A」「誘導警備員 B」「その他」、ここまでを選択していただく形になっております。Q1-2 で、「工事」を選択された方へ、年齢をお答えください」と、年齢を答えていただく形にしています。

Q1-3 ですが、Q1 で工事を選択された方は、現在の職種の経験年数も問うようになります。Q1-4 ですが、居住地を答えていただくような設問を設けていいるところです。Q1-5 ですが、勤め先の事業所の所在地を教えてくださいという形にしています。

13 ページの Q2 をご覧いただきたいと思います。「公契約条例の適用案件では、区が定めた労働報酬下限額以上の報酬が保証されます。このことをご存知ですか」といった形で、委託と同じ設問となっております。「知っている」「知らなかった」のいずれかを選択する形で、労働報酬下限額については先ほども紹介しましたが、区のホームページへ飛ぶようにしています。Q3 では、「Q2 で「知っている」と答えた方はどのようにして知りましたか」という形で、4 つプラス「その他」という形で、複数回答可にしています。また、「その他」を選択した場合の、具体的な内容の入力欄も設けてあります。

Q4 ですが、「あなたは区が定めた労働報酬下限額以上の報酬を受け取っていますか」という設問に対して「受け取っている」「受け取っていない」「分からぬ」という選択肢ですが、これも先程ご紹介いたしました、労働報酬下限額については、新宿区の公式ホームページへ飛ぶようにしています。分からぬと回答された方は、理由を具体的に記入していただく形になっています。Q5 ですが、「現在の労働報酬下限額は別紙の基準を参考に算出し、新宿区労働報酬等審

議会の意見を聞いた上で、区長が定め告示しています。このような決定は適切だと思いますか」という形で、これも業務委託・指定管理協定と同様の設問ですが「適切だと思う」「適切だと思わない」という選択肢となっており、先程説明した算出方法に関する最後のページにも飛ぶようにしています。適切だと思わない場合は、理由を記入する形になっています。Q6ですが、適用案件の労働者は、労働報酬下限額を下回る賃金を受け取っている場合については、「新宿区」「雇用している会社」「元請けの会社」に、その旨を申し出ることができますが、そのことをご存知ですか」ということを聞いてあります。Q7ですが、前の設問のQ6で知っていると答えた方は、どのようにして知りましたかという形で、複数回答可にしています。その他を選択した場合については、具体的な内容を入力していただく形になっております。Q8ですが、「適用案件となることで、労働報酬下限額以上の報酬が保証されます。このことは労働意欲の向上に繋がると思いますか、またその理由を記入してください」という形で「そう思う」「そう思わない」「どちらとも言えない」の3つから選ぶ形になっていまして、理由記述欄を必須にしています。

最後、Q9ですが、公契約条例に関する自由意見の記入欄になっております。このような形で、先程も1度ご説明させていただきましたが、労働者向けのアンケートにつきましては、最初の業種を選択することによって、設問が変わっていくというような形にしてあります。それと、新宿区の公式ホームページへ飛ぶことによって、労働報酬下限額の金額が具体的に分かるように、そして労働報酬下限額の算出方法も具体的に分かるように、このような形で工夫をさせていただいたというものが、本日配布した資料となっています。説明は以上です。

(松尾会長) はい。今の事務局からの説明について質問はありますか。

(八木委員) ちょっと一点分からないので教えていただきたいのですが、工事関係の労働者向けアンケートで、労働者の居住地と会社の所在地を聞いていますが、委託のアンケートにそういった設問がないのは、何か特別な理由があるのでしょうか。アンケートを通じていろんなデータを集める必要があると思いますが、何か特別な理由はあるのでしょうか。

(契約管財課長) 一番大きな理由として、工事の受注者は、区内事業者というのを大前提にしてますので、まず本社がどこにあるのか聞いてあります。業務委託につきましては、区内事業者に限定してませんので、業務委託についてはそういう設問は設けなかったというところです。基本的には区内に本店または支店がある中で区内事業者届を出しているところが受注できるというのが工事ですので、そのような関係で、所在地を尋ねる設問になっているというところです。

(八木委員) 建設関係の会社がどういうところから労働力を調達しているのか調

べる、という特別な意味はあるのでしょうか。

(契約管財課長) 今、八木委員からもありましたが、そういう意味も当然あります。どのようなところから来ているのかという、それも把握するような設問になっています。

(八木委員) もう一点あるのは、前回のアンケートの結果を見たときもそうだったんですけど、

アンケートの結果は数値化され公表されるということで、丁寧にやっていただきたいです。

例えば一例を挙げると、「効果があるか、ないか」という設問で、「ない」と答えたなかで理由の欄に「賃金が変わっていない」とか「もっと上げてもいいのではないか」という回答がありました。これを「効果がない」のか「意味がない」のか、どっちで解釈するかですね。これでは「意味がない」の「意味」が違うので、その辺の解釈も例えば、AIが判断するのか、契約管財課の職員さんの感性で判断するのかで変わってきます。その辺は最終的な印刷物やデータとして出てくるので、そこは成果が揺れるところです。アンケートの回答を全部載せるのは大変かもしれないけど、丁寧に詳細を説明していただければと思います。

(契約管財課長) はい、事務局です。八木委員から貴重なご意見ありがとうございました。今回のアンケートは、今日ご審議いただきまして、ご理解を得られましたら、9月の中旬から実施する予定です。11月の中旬まで2か月の予定です。12月に第三回の審議会を予定していますので、その段階ではもうお示しできるように進めてまいります。このロゴフォームを使いますと集計は非常に簡単にできます。グラフ化も簡単に非常にできます。それをどういう風に分析するのかというところは我々この4名で知恵を絞って、お示しできればなと思っています。先程八木委員から、本当に「こんな意味がない」の「意味」をどっちに取るかというお話がありました。以前のアンケートで角谷委員からもこれはこういう風に取った方がいいのではないかと、色んなご意見がありました。全部我々は議事録を残しておりますので、それも踏まえて今回のアンケートの結果につきましては、事務局としての考えを第3回の審議会にお出ししたいと思っております。

(松尾会長) はい、どうぞ。

(角谷委員) まず、ロゴフォームを活用していただいて、改善ありがとうございます。質問項目の改良もこの数年間、1つ大きな課題としてあったと思うのですが、そのスケジュール観について、今ここで見て、ここで委員からOKをい

ただきたいというお話をされているかと思います。

元々アンケートを改善しましょうというお話は 2022 年度からありまして、当時は「ちょっと今年度中の改善は無理なので、このままやります。」ということでしたが、2023 年度はやはり実態把握が大事ですし、工事と委託を分けてアンケートを実施する必要性について改めて合意をいただきまして、また付帯意見を残していただきました。去年 2024 年度につきましては、「1 年間かけて、どう改善するかを議論しましょう。」ということで、アンケートは実施しないということでした。そこから急遽、労働環境モニタリングを実施した為に、アンケートの議論は一切できませんでした。

今年は早い段階でアンケートの素案を委員に送っていただいたうえで、それぞれどういう意見を出しているかという点も含めて、情報共有していただいて改善していくというお話だったと思います。それが、先日いただいたメールだと、アンケートの中身が以前から 1 個も変わっていなかったので、ちょっと課長にお電話させていただきました。それで急遽工事のところを改良していただいたものを、今初めて目にしているところです。

アンケートを実施する規模についても改善課題としてあったと思うのですが、1 事業者 5 人までしか回答できなかったところを、本当は答えるべき労働者が全員答えられるように、そして回答件数がなるべく多くなったほうが望ましい、というのも課題としてあったと思います。

工事の方は特に元請け事業者から、1 次・2 次・3 次下請け等の労働者まで現場で従事します。現場で実際に従事する方が、設計労務単価を上回っているかどうかという調査の対象になってきますので、いかにその方々から回答をいただけるのかということが課題だと思っています。

そういう検討課題がありますので、今すぐに「これでばっちりですね。」と言うのがちょっと難しいのではないかと思います。アンケートの取り方とこの質問項目について今、簡潔に説明を受けたばかりです。「もっとここをこうしたらいいんじゃないでしょうか。」という議論に時間をかけた方がよろしいのではないかというのと、実施にスケジュールをどうするという議論も必要だと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

(契約管財課長) まず、今の質問に対する事務局の回答を先にさせていただいてもよろしいですか。今回のアンケートにつきましては、先程角谷委員から 1 社 5 名以内の制限付きで紙で実施したというお話がありました。今回は QR コードを読み取るだけで回答できますので、制限を設けるつもりはありません。公契約締結事業者につきましては、全社に出す予定です。「なるべく広く、多くの公契約に従事する方に、この QR コードを配布してください。」と案内し、配布された方はそれを読み取ることによって、スマホやタブレットで全部回答できて、回答内容も匿名性がありますので、そのデータを全部集計して第三回の審議会でお出

ししたいと思っております。先程、「今日の今日で決める」というお話がありました。今日はまず初めてこのアンケートをお見せしておりますので、もしご意見があるようでしたら、事務局の方にメールでご意見をいただけると幸いです。「今日の今日で決めてください。」というつもりは毛頭ありませんが、ただその一方で、なるべく早くアンケートを実施したいところです。ある程度期間を置いた方が多くの方からアンケートにご回答いただけると思っており、回答期間は少し長めに取りたいと思っておりますので、ご意見がある場合につきましては、事務局の方になるべく早めにご連絡いただいて、その意見をもう一度皆さんにフィードバックさせていただいて、そのようにして内容を固めた上でアンケートを進めていきたいと考えております。

(八木委員)それは、審議会の形態をとらずにアンケートの内容を固めるということですか。

(契約管財課長)メールのやり取りという形でやらせていただければと思います。はい。

(石川副会長)今のお話で、アンケートの対象者がすごく広がったというのはとても良かったと思いますが、場合によっては誰も返事が来ないという会社もあるのではないかと思うのですが、そこはどういう対応をしたらいいですか。

(契約管財課長)実は前回、二か年で金額を分けて、紙でアンケートを実施しましたけども、やはり必ず一定程度の回答があったと私共は把握しております。今回、今までのよう紙に書くというところからQRコードを読み取って済むような形に大きく変わっておりますので、副会長のご心配はよく分かりますが、回答をいただけないという可能性は低く、恐らく紙で実施した以前のアンケートのときよりは回収率が非常に高くなるのではないかと事務局として期待しております。

(石川副会長)回答が簡単になったがゆえに、「あとで回答すればいいや」みたいに考えて、結果的に回答を忘れてしまうことがあるのでは。

(契約管財課長)あまり回答が返ってこないというような事態がありましたら、また私たちのほうで事業者さんほうに連絡を取る等、その辺はしっかりフォローしていきたいと考えております。

(石川副会長)わかりました、ありがとうございます。

(角谷委員) そうしましたら、改良していただいたアンケートの中身について、今思い付く範囲で申し上げますと、委託や指定管理協定は基本的に賃金を時給で計算しているので、即座に労働報酬下限額を上回っている、下回っている、というのは労働者ご本人が多分把握できると思います。工事の方はいかにそれが難しいかというお話になるのですけれども、建設の組合では現場の外で出てきた職人さんによくアンケートをやっておりまして、そもそもこの工事の単価（労働報酬下限額）がどこを指しているのかというご理解を事業主の方も労働者の方も、結構皆さん誤解していらっしゃることが多々あります。「上の方がもっと貰っているのではないでしょうか」みたいな話とか、事業主さんも「自分より上の方は」というお話を結構されていて、「たとえ3次下請けであっても、そこの会社の労働者の方が最終的に受け取った単価がこれ以上である必要があります」という理解を結構皆さん誤解されていたと思います。そもそも理解があまり及んでいないケースというのが考えられます。あとは、どの期間その現場に入るかという問題と、委託の方は賞与を計算に入れない一方で工事の方は賞与を入れるという問題が、結構厄介だと思っております。工事のほうの支払い賃金単価の算出方法というのは、手引きの中を見ないと実は詳しく分からぬと思いますが、今回ご用意いただいているアンケートの一番下のところで、委託の方は賞与を抜いて計算するという説明がされている一方で、工事の方は説明が難しいので敢えて抜いていただいだのでしょうか。設計労務単価の記載はあるのですが、回答するご自身の賃金が労働報酬下限額を上回っているか下回っているかというところは、そこまで細かく調査をやると余計ややこしくなるかというのはあるのですが、そのものを当事者の方に記入していただくのは結構難しいお話で、少し工夫とトライアンドエラーが必要かなと思っております。

(契約管財課長) 事務局です。工事につきましても、今おっしゃっていただきましたが、手引きのなかで月給はこういう風に換算してくださいという記載がありますので、それをこのアンケートの最終ページに入れるような形で考えておりまして、算式を記載して「これで計算してみてください」という案内を入れるのが一番いいかなと考えております。

(角谷委員) 職人さんが見たら、内容が難しくて、もう見るのをやめてしまう気もしますが。

(契約管財課長) どうやって回答率を上げるか、工夫の余地があるとは思いますが、算式は入れます。

(角谷委員) 「詳しくはお問い合わせください」という記載でもいいかと思います。

( 契約管財課長 ) ホームページのなかで手引きを掲載しているページに飛ぶよう  
にする等、工夫します。

( 角谷委員 ) 手引きのページを見ると、社労士さん等専門知識がないと読み解け  
ない、ちょっと難しいですよね。

( 八木委員 ) 工事は、委託みたいに 1 週間で何日働いて、何時間働いて、1 か月  
でいくら貰っていますかみたいな感じにはいかないですね。計算式に時給を入れ  
て割り算をしたらこうなりますという風に、うまくいけばいいですけど。

( 角谷委員 ) 例えば、「この現場で働くのはいつからいつまでですか」みたいに  
期間を尋ねて、賞与はない職人さんも結構いっぱいいるので、期間と基本給だけ  
で、概算で簡単なマクロの計算式を組めたらいいなと思っています。

( 契約管財課長 ) この最終ページは少し工夫してみます。工夫した内容は、ま  
た委員の皆様にメールでお送りします。

( 八木委員 ) 経営者側の吉田さんのご意見は何かありますか。

( 吉田委員 ) 実際このアンケートが送られてきたら、○×はすぐ回答できると思  
いますが、理由というのは自分でも回答が結構難しいなと思います。労働者さん  
にとって読み解くのが難しい設問もあるでしょうから、どういう回答が返ってく  
るのかなというのは、少し思いました。それと時給ですが、1 か月で色々な現場  
を渡り歩いている方もいると思うので、そういう方は元請け業者とは直接には自  
分のお給料が関わっていません。そんなことを言ったらきりないですが、1 回や  
ってみて駄目だったらまた考えればいいのではないかと思いました。

( 契約管財課長 ) このアンケートは今年度限りではありませんので、毎年度改良  
するようなつもりでやってまいります。まずは今回、回答しやすいようにという  
のを最優先にしてロゴフォームで作っております。ただ、角谷委員からもお話  
がありましたが、最後のページにちょっと簡単な分かりやすい算式というのを、  
少し工夫して載せてみたいなという風に思います。変えた中身につきまして  
は、再度委員のみなさんにメールでお送りしますので、ご意見をまた賜れればと  
思います。

( 松尾会長 ) そうすると、9 月に実施するっていう予定だということで大丈夫で  
すか。

(契約管財課長) はい。早ければ9月の中旬には開始したいなと思っております。12月には、審議会で皆さんに結果をお出ししたいです。

(松尾会長) この今の議題については大体この程度でよろしいでしょうか。

(角谷委員) アンケートは9月中旬から始めていただくということで、その対象ですが、例えば具体的に言うと、牛込保健センターの工事は、やり直しや大幅な工期延長等、区議会でも大きな問題になっていて、その工事の現場に入られた労働者の方が大量にいらっしゃると思いますが、対象となりますか。

(契約管財課長) 実は、牛込保健センターは竣工8月29日の予定です。そこで契約が終了しますので、あくまで9月に実施するアンケートにつきましては、公契約締結事業者であり履行期間中である事業者を対象に実施したいと思っていますので、既に契約が終了している事業者さんを対象に実施する予定はありません。

(角谷委員) 過去には、既に前年度に契約が終わった事業者さんがアンケートに回答したこともあったので、不可能ではないと思うのですが。特にあの牛込保健センターの現場は、労働者の方の環境や賃金等が適正に守られているか非常に懸念しておりますので、匿名でよいアンケートですから、実名申告と別のものとして、やっていただいても良いのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(契約管財課長) 即答はできませんが、考えたいと思います。実は、令和4年度のアンケートにつきまして、その前年度の契約締結事業者を対象に実施しました。アンケートを実施した年度はもう新宿区と契約していないという状況にある事業者さんにもアンケートを送付したところ、なかなかやはり回答いただけませんでしたので、あくまでも、アンケート実施日現在において、履行期間中の契約締結事業者を対象にアンケートを実施したいなと思っています。角谷委員のご意見も踏まえて検討したいと思いますが、基本的には、履行期間中の案件を対象にしたいと思っています。そうでないと、特に事業者向けアンケートでは、もう契約が終了して引き渡しも終わっているという案件につきましては、恐らく回答されないのではないかと思っていますので、あくまでアンケート実施時に履行期間中である契約ということを大前提にしたいなと考えております。

(吉田委員) 業者の側としても、現在履行期間中の案件がないと、真剣に回答しないと思います。

(契約管財課長) おっしゃる通りです。以上でございます。

(松尾会長) ほかに何かご意見はありますか。それでは、なければ次の議題に行きたいと思います。議題の3つ目は、令和8年度労働報酬下限額についてです。事務局のほうから説明をお願いします。

(契約管財課長) はい。事務局です。それでは、資料5「令和8年度 労働報酬下限額について」をご覧ください。カラー刷りでオレンジ色の帯がかかっているものです。資料5「令和8年度 労働報酬下限額について」ですが、1は今年度、令和7年度の労働報酬下限額を記載しております。隣のページをご覧いただきまして、参考1としましては、労働報酬下限額の設定状況を記載しておりまして、参考2といたしましては、公共工事設計労務単価に対する契約業者の労務単価割合を、労働環境確認報告書をもとにした数値ですが、記載しているところです。これは、令和6年度決算ベースになっております。参考3は、令和7年度の都内公契約条例制定自治体における公共工事設計労務単価の設定状況というところでして、概ねどこの区も、労務単価の90パーセントを設定しているところです。ご覧いただくと分かりますように、公契約条例制定自治体が非常に増えておりまして、ここに記載しているのが12区で、新宿区を入れると13区になりますので、もう23区のうち13区は公契約条例を制定していると、これ以外の区でも公契約条例制定の動きが非常に広くなっています。23区においては、公契約条例というのはもうほとんど必須に近いような状況になってきているのかなというのが、私の感想です。参考4ですが、未熟練工の労働報酬下限額の状況ですが、これにつきましては、昨年度の審議会で、もういらないのではないかというご議論がありましたので、第2回のほうで資料をお出しいたしました。未熟練工を適用している労働者がほとんどいらっしゃらないという吉田委員からの貴重なご意見も昨年度ありましたので、これにつきましては第2回の審議会で、改めて資料をお出ししたいと思っております。3ページの2の業務委託契約・指定管理協定の方をご覧いただきますと、が条例の規程を記載してございまして、が参考資料としまして、新宿区における労働報酬下限額の推移を記載しています。今年度が1,438円です。隣のページにいっていただきますと、郊外施設の労働報酬下限額で令和7年度から設定の仕方を変えまして、それぞれの所在地における最低賃金と東京都における最低賃金の割合に、新宿区における労働報酬下限額1,438円を乗じた金額という形で、令和7年度から改正しております。中強羅区民保養所につきましては労働報酬下限額が1,437円、神奈川県は最低賃金が1,162円で東京都と1円の違いですので、労働報酬下限額も1円違っているという状況です。区民健康村、グリーンヒル八ヶ岳につきましては、山梨県の最低賃金と東京都における最低賃金の割合に1,438円を乗じまして1,222円、ビレッジ女神湖につきましては、長野県の最低賃金と東京都の最低賃

金の割合に 1,438 円を乗じまして、1,234 円となっています。参考 2 が最低賃金の推移を記載しています。東京都は今現在 1,163 円ですが、参考 3 の方をご覧いただきますと、8 月 4 日に中央最低賃金審議会から各地方審議会に、それぞれの地方の目安が示されているところです。東京都を含む A ランクにつきましては 63 円の引き上げ、B ランクにつきましても 63 円、C ランクにつきましては 64 円の引き上げというところです。この通りに引き上げられると、全国加重平均が、次のページをお願いいたします、1,118 円となります。東京都も 63 円の引き上げになりますと、令和 7 年 10 月からは 1,226 円が最低賃金になります。引き上げ率は全国平均ですが、6 パーセント、過去最大の上げ幅となっているところです。国におきましては、今年度の経済財政運営改革の基本方針いわゆる「骨太の方針」にも、明確に記載されているところですが、2020 年代に最低賃金の全国加重平均を 1,500 円に引き上げるというようなことが、「骨太の方針」にもしっかりと明記されているところです。現在 1,118 円ですので、これを 1,500 円に上げるには 382 円まで上げないといけないと、これを今後 5 年間で上げるとなると、今年度を上回る上昇額になっていくということが推測されるというところです。参考 4 ですが、これは 8 月 6 日に出されました国の人事院勧告の主な概要です。をご覧ください。月例級につきましては、一行飛びまして、3 行目の方を見ていただきたいですが、一般職試験高卒にかかる初任給を 1 万 2300 円引き上げると、これを踏まえ若年層に重点を置き俸給表を給与改定すると平均改定率は一級の係員で 5.2 パーセント、2 級の主任で 4.2 パーセント、このような国の人事院勧告が出ているところです。今後の動きですが、特別区の人事委員会の給与勧告につきましては、例年 10 月の中旬以降に出される予定です。ただ、これは行政職の方の給料表ですので、私共が公契約条例で参考にしている行政職の方につきましては、組合交渉が必要になりますので、今年の 11 月の下旬頃に出るということを想定しています。参考 5 の、都内の公契約条例制定自治体の下限額の設定状況につきましては、先程資料 3 の、A4 横使いの青色との 2 色ずりのものをご覧ください。令和 7 年度で 1 番高いのが世田谷区の 1,460 円、2 番目が新宿区の 1,438 円、3 番目が渋谷区の 1,426 円で、他に 1,400 円以上となっているのが、杉並区の 1,400 円です。それ以外が大体 1,300 円台、あと目黒区と文京区が 1,200 円台になっております。文京区は昨年度に条例制定しまして、初めての労働報酬下限額の制定でしたので、1,290 円台という形になっていると推測しているところです。

恐れ入ります。資料の方にお戻りいただきまして、参考 6 、令和 6 年度の委託契約における労働報酬下限額の状況ですが、労働環境確認報告書を分析した結果を記載しています。1,245 円というのが 22.2 パーセントに始まり、2,001 円以上が 8.2 パーセント、平均値で申し上げますと 1,495 円、このような状況になっています。最後の 6 ページですが、令和 6 年度新宿区における入札状況というところで、工事・委託・物品に分けまして、それぞれ落札率を記載しているとこ

ろです。このうち工事につきましては、先ほど八木委員からもありましたが、電気設備工事については、非常に落札率が低くなっているという状況です。説明は以上です。

(松尾会長) はい。ありがとうございました。事務局の方から資料について説明がありましたけれども、質問・ご意見も含めて何かございますか。

(八木委員) 私は委託や指定管理協定の分野に関する委員をしていて、今日は西郷委員もいらっしゃいますけど、やっぱり気になっているのは、最近、結構企業さんも人手不足や人件費の高騰で厳しい状況だという話です。また、区にとっても、5%、6%の入件費の引き上げが大変になるかもしれませんし、予算規模も変わってくると思うんですけど、やはり区内の事業者の方にも是非とも決断をいただきたいなと切に思います。西郷さんのご意見はいかがでしょうか。

(西郷委員) 賃上げのパーセンテージは大企業も含めた数字であって、実際には中小企業は3%くらいの賃上げ率なんじゃないかなとは思いますので、ちょっとそういうところも踏まえていただきたいということを、事業者側として希望します。

(契約管財課長) 事務局でございます。今、西郷委員から中小企業は非常に厳しいというお話をいただきましたが、今年度の春闘ベースで申し上げますと、全体で5.25パーセント、中小ですと4.65パーセントという引き上げ率になっています。特別区の人事委員会の給与勧告はどの程度の引き上げになるのか、まだまだ私共でもなかなか推測はしかねるところですが、やはり公契約条例の大きな目的は労働環境の確保、それも伴いまして、地域経済の活性化という大きな目標がありますので、適切な労働報酬下限額の設定を行っていきたいというふうに考えております。

(八木委員) 力強いお言葉、ありがとうございます。

(松尾会長) 他にご意見はありますか。

(角谷委員) 人事院勧告のスケジュールのところで、毎回そうは言いますけど、特別区人事委員会の勧告の状況を踏まえて決めていかなければならないというのは変わらないですよね。結局、11月に当初の下限額の案から修正をしないといけないと思いますので。9月は議会でお忙しいので開催が難しいとは思いますけど、10月の第二回の審議会の開催がいつも結構遅い段階になってしまっていますので、10月のなかでももう少し早い時期とかで開催できないでしょうか。事

務局から下限額の案が出されてから、いざ決めなければいけないところまでが、いつもすごいタイトな気がしているので、そこはいかがでしょうか。

(契約管財課長)事務局です。特別区人事委員会の給与勧告が、先程10月の中旬以降だと申し上げました。まずそれが出ませんと、なかなか数字をお示しくいません。人事委員会の給与勧告前にお示ししても、なんら裏付けのない資料になってしまいますので、まず給与勧告を踏まえた上で、ただそれはあくまで行政職の事務職の給与表になりますので、それをベースにして、皆さんにお示ししたいと考えております。給与勧告がいつ出るのかというところもあるかと思いますので、少しでもご審議いただくお時間を確保する、というのが大事だと思っていますので、11月かなというところは申し上げましたが、なるべく早くできるように事務局としては工夫していきます。

(角谷委員)東京都の人事委員会の勧告が出る10月8日とか、その辺に開催するのはいかがでしょうか。

(契約管財課長)東京都ではなく、特別区人事委員会の給与勧告が必要になります。

(角谷委員)最終的には、最後の調整の議論をして決定しますということになりますを得ないです。結局10月の早い時期に第2回の審議会を開催してある程度方向性を出して、その後第3回の審議会で調整しますという形にすれば、スケジュール観自体に変わりはないと思います。

(契約管財課長)それはですね、まず何が必要かと言いますと、特別区人事委員会の給与勧告で、行政職の引き上げがどれくらいになるのかというのがまずベースになりますので、それを基にして来年度の労働報酬下限額の事務局案をお示します。給与勧告がないなかで架空の数字を基にしてお示ししても、なんら裏づけもないものとなりますので、給与勧告が出たあとなるべく早めに審議会を開催したいと思います。11月と言わざるにもっと早い時期に開催してほしいというお話をしたが、決算特別委員会もある中で10月の開催というのは、非常にタイトです。ただ、皆さんにお考えいただく時間も非常に大切だというのは承知しておりますので、なるべく早い時期に開催できるように工夫してまいります。

(八木委員)確かに過去には行政職の金額が出たところで一旦案を出しておいて、前回もそうでしたけど、200円上がるかもと言っておいて最後に値引かれた形ですけど、そういうスケジュール観ですよね。

( 契約管財課長 ) 事務局でございます。先程申し上げました行政職 の給料表というのは、もう人事委員会の給与勧告がそのまま採用されますが、行政職 につきましては組合交渉が絶対に入りまして、それを経ないと確定できませんので、まずは仮の行政職 の数字でお示ししております。それで行政職 の金額が出ましたら、もう一度修正をかけたうえでご審議いただくという形で、行政職 を採用する以上、どうしてもこのスケジュールだけはご理解いただきたいと思います。

昨年度の人事委員会の給与勧告について申し上げますと、行政職 が 10 月 9 日、行政職 が 11 月 22 日でした。10 月 9 日には行政職 の金額は出るという状況です。ですので、これを受けてなるべく早めにというところは、角谷委員からも八木委員からもお話がありましたので、なるべくスケジュールは調整して、しっかり審議時間の確保ができるように工夫してまいります。

( 八木委員 ) 計算式の議論はずっとその都度していますが、もっと色々な考え方がありますよね。

( 契約管財課長 ) 第二回以降でご議論いただければと思います。

( 角谷委員 ) 未熟練工のところで去年意見を述べさせていただいたのですが、建設の全国組合である全建総連の東京都連がございまして、そこでも組合として未熟練工について色々議論されておりまして、そこでちょっと、自分の意見の修正という訳ではないんですけど、去年、この場では「未熟練工を普通作業員の 7 割掛けにしてはいかがでしょうか」というお話をさしていただいたのですが、組合のところで「軽作業員そのものが補助的要員というところがございますで、未熟練工も他の職種と同じように、現状の考え方である軽作業員の 7 割掛けから 9 割掛けへの引き上げを目指して、段階的に引き上げていただくのはどうか」ということになっておりますので、その点をご検討いただきたいという意見です。

( 契約管財課長 ) ご意見は承知いたしました。ほとんどこの未熟練工が適用される労働者の方がいらっしゃらないという状況でしたので、未熟練工はもういらっしゃらないかという議論は昨年度させていただいた記憶がありますが、今の角谷委員からのご意見も踏まえまして、第 2 回の審議会の資料でお出しします。

( 松尾会長 ) 今のお話は、未熟練工を軽作業員の 90 % にしようという意味ですか。

( 契約管財課長 ) それを普通作業員のものにしようというのがご意見でございます。

(角谷委員) 去年はそうだったのですが、今年については、軽作業員の状態でも9割にしていくという、段階的な改善案はいかがでしょうかという提案です。

(契約管財課長) なるほど。はい、ご意見は承知いたしました。

(角谷委員) 対象者がいない、課題として重要かどうかというところがあります。

(契約管財課長) 本当に他区でこれを適用されている労働者の方がいらっしゃるのかなというのは、逆に私も知りたいです。

(松尾会長) はい。他にご意見等ありますでしょうか。それでは以上で、令和8年労働報酬下限額についての審議を終わりたいと思います。以上で今日予定していた議事は全て終了いたしましたが、何かございますか。

(角谷委員) 申し訳ございません。さっきアンケートのところでモニタリングについての意見を1点申し上げさせていただきましたが、次の項目に行ってしまったので。モニタリングの番号で言いますと、49番「労働報酬下限額適用契約において、新宿区長告示の労働報酬下限額及び国が定める最新の公共工事設計労務単価を基準に支払っている。」というチェック項目があるのですが、工事のお話で申し訳ないですけど、工事の方はですね、元請事業者が現場で作業をされる作業員の方を直接雇用しているというケースは、ほぼ無い状況がございますので、元請事業者にこの設問について尋ねる意味はあまりないかと思います。いかに、現場作業をしている方の実態を掴むかというのが、工事の課題だと思っておりまして、次のページのですね、番号で言いますと99以下のところで「下請負者の労働条件に関する事項」を設けていますけれども、このなかでいわゆるその設計労務単価、労働報酬下限額をちゃんと上回っているかというチェック項目がないので、そこを確認して、何かしら元請業者を通じて最終的に、現場作業員を雇用している下請事業者の方に聞いていただくという項目を入れていただく等。あるいは元請業者だけではなく1次・2次事業者もモニタリングの対象にしていただいだいたほうがよろしいと思います。工事の方はやっぱりちょっと実態把握が凄く難しいので、そこを検討いただきたいというお願いです。

(契約管財課長) その点は、今日は資料としてはお配りしておりませんが、各事業者さんから事前提出いただく書類一覧がありまして、下請けさんとの関係の契約書を全部提出していただくことになっていますので、その中で社労士会さんが把握できていると考えております。

（角谷委員）事業者間の契約では、労働者への支払い賃金は確認できませんが、賃金台帳等はいただいてますか。

（契約管財課長）事前に下請け業者から提出していただく書類として、まず契約書の写し、就業規則一式、三六協定届け、調査対象の契約業務に関わる従業員の労働条件通知書、または雇用契約書、調査対象の契約業務に携わる従業員の出勤簿、給与台帳、労働者名簿、これを全部提出していただいてますので、ここで把握できます。

（角谷委員）元請業者を通して、全社から提出を受けるということですか。

（契約管財課長）はい、元請け業者が下請け業者からそれを出してもらう感じで、全部事前提出受けております。

（角谷委員）それで、その社労士さんがチェックしていただく時に、ここにその労働報酬下限額の項目がなくてよろしいのでしょうか。

（契約管財課長）要するに、提出してもらう書類と確認項目に少しずれがあるということですか。

（角谷委員）最重要課題の労働報酬下限額が対象労働者に支払われているかどうか、チェック項目があった方がよろしいのではないでしょうか。

（契約管財課長）確認書類につき既に社労士会さんとは契約を結んでいますが、これから、ここの確認項目をどういう風にするかというのは、改めて調整した上で修正できるものは修正していきたいと思います。

（松尾会長）他にありますか。なければ、今日はこの辺で終了したいと思いますが、最後に事務局から連絡事項があればお願いします。

（契約管財課長）委員の皆様、本日はご審議のほど誠にありがとうございました。次回は、本日の議事内容も踏まえまして、新宿区長より諮詢させていただいた上で、引き続き令和8年度労働報酬下限額につきまして、ご議論いただきたいと考えております。加えまして、公契約締結事業者モニタリングの中間報告もさせていただきたいと考えております。

日時は今後調整させていただく予定で、10月もしくは11月の開催を予定しておりますが、先程、委員の皆様からのご意見もありましたので、なるべく早い時期にということで調整をさせていただきます。なお、委員の皆様の任期は、実

	<p>は9月30日までとなっておりますが、皆様に引き続き委員を引き受けていただけるということですので、10月以降もよろしくお願ひいたします。 本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。以上でございます。</p> <p>(松尾会長) それでは以上で本日の議事は全て終了しました。皆様、ありがとうございました。</p>
その他	特になし